

---

○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。  
定足数に達しておりますので、これから会議を再開します。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「委員会報告」  
議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。  
大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 6 年下川町議会定例会 12 月定例会議の運営について、12 月 18 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

今定例会議最終日の追加提案予定事項について審議を行いました。

議会提案の追加件数は 13 件で、内容は、委員会報告 1 件、委員会審査報告 11 件、意見書 1 件であります。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。議会提案 13 件につきましては、いずれも本会議において報告、審議を行うことにいたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で委員会報告を終わります。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 議案第 38 号「下川町産業振興基本条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 38 号 下川町産業振興基本条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、産業振興課長から、議案、説明資料等により条例について説明を受けました。その主な審査内容について報告します。

主な本条例内容は、産業振興に関する基本方針及び施策を定め、町の責務、事業者、経済団体等及び町民の役割を明確にし、産業基盤の安定と地域経済の活性化のための総合的な施策を講じるため、「下川町農業振興基本条例」「下川町林業振興基本条例」「下川町中小企業振興基本条例」の 3 条例を「下川町産業振興基本条例」として制定するものです。なお、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日となっております。

委員からの質疑では、「農業・林業・中小企業振興基本条例を一つにすることの効果は。」

に対し、「前段として、産業振興基本条例（案）を諮る審議会は、今まで6回実施されたが、農業・林業・中小企業それぞれの審議会の委員からは「一つの審議会にすることで各業界の理解が深まる」との意見が出された。町も機構改革によって産業振興課1課となり、農業・林業・中小企業振興基本条例についても、同じような条件や似通った支援を統一していくことで本町が抱えている課題を解決していく考えがあった。」

「貸付金の期間が1年以内とした根拠は。」に対し、「商工業は業態が多岐にわたって複雑なため、1年を年限とした貸付けが適正なのかといった議論は課内でもあった。検討の結果、例外的に1年貸付けが延長できるような仕組みを作り、最長2年まで貸付けができるようにした。貸付金額の根拠は、下川町新規就農者に関する条例を準用している。なお、貸付けの手続に当たっては、担保無しで連帯保証人を立ててもらおう。貸付後5年間は返済猶予を設け、経営を持続することで償還を免除する。」

「15人の審議会で部会を作るということだが、どのようなイメージか。」に対し、「産業振興審議会の形態は総合計画審議会の産業版をイメージしており、農業・林業・商工業の各分野から5名、合計15名の委員で構成する。全体会議のほか、各分野の部会に分かれた会議、またはその両方の開催で、年4回の会議を想定している。適切な支援とするため、毎年、条例の補助や支援メニューの見直し、産業を包括した一つの審議会とすることで横断的な産業の可能性を模索したい。」「補助率などの支援の部分は、規則に委ねることもできるが、議会の議論の場を残すべきだと考え、あえて基本条例に盛り込んでいる。現在検討されている規則についても、整った段階で議会に説明させていただきたい。条例や規則についてはホームページに掲載する。」との答弁がありました。

委員などから、「新条例を制定する時は、議会との協議が必要だと思う。事前に提示することで、より良い条例になるものと考えます。」「来年度から新条例となるため、今の三つの審議会が今年度中に一堂に会する合同会議の開催により、統合イメージを体感しながら新条例への移行に結びつくような準備を進めてほしい。」「本条例で新たな支援メニューが提示されているが、予算規模が明示されていないことは審査をする上でも施策の規模感がつかみにくい。」などの意見がありました。

当委員会として、「新条例の制定については、議会の意見を反映するためにも、早期に全員協議会などを開催し、情報提供をしていただきたいと思います。」との意見を付すものであります。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 38 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 38 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 3 議案第 40 号「下川町バスターミナル合同センター及び下川町にぎわいの広場の指定管理者の指定について」、日程第 4 議案第 41 号「下川町一の橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第 5 議案第 42 号「下川町まちおこしセンターの指定管理者の指定について」、日程第 6 議案第 43 号「下川町木質原料製造施設の指定管理者の指定について」、日程第 7 議案第 44 号「下川町営サンル牧場の指定管理者の指定について」、日程第 8 議案第 45 号「下川町五味温泉の指定管理者の指定について」、日程第 9 議案第 46 号「下川町環境共生型モデル住宅の指定管理者の指定について」、日程第 10 議案第 47 号「下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の指定について」、日程第 11 議案第 48 号「下川町地域間交流施設の指定管理者の指定について」、日程第 12 議案第 49 号「下川町体育施設及び桜ヶ丘公園等の指定管理者の指定について」を一括議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 40 号 下川町バスターミナル合同センター及び下川町にぎわいの広場の指定管理者の指定について、議案第 41 号 下川町一の橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第 42 号 下川町まちおこしセンターの指定管理者の指定について、議案第 43 号 下川町木質原料製造施設の指定管理者の指定について、議案第 44 号 下川町営サンル牧場の指定管理者の指定について、議案第 45 号 下川町五味温泉の指定管理者の指定について、議案第 46 号 下川町環境共生型モデル住宅の指定管理者の指定について

て、議案第 47 号 下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の指定について、議案第 48 号 下川町地域間交流施設の指定管理者の指定について、議案第 49 号 下川町体育施設及び桜ヶ丘公園等の指定管理者の指定について、委員会における審査の経過と結果について一括して報告します。

審査に当たり、総務企画課長、産業振興課長、教育課長などから、議案、説明資料等により説明を受けました。その主な審査内容について報告します。

本案は公の施設の管理運営を指定管理により行うものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

候補者の選定は、公募による募集を行った施設と公募によらない施設があり、選考委員会において審査を経て候補として選定したものであります。

指定管理期間は、令和 7 年 4 月 1 日から 5 年間とするものです。

審査に当たり、補助資料として「下川町指定管理者候補者の選定に係る選定書」の提出があり、下川町公の施設に係る指定管理者選定委員会の選定過程の一部を公開した資料となっています。この資料は今後ホームページ等で公表をすることを前提としているとの説明がありました。

委員からの質疑では、「指定管理者のモニタリングシートを公表する考えはないのか。」に対し、「指定管理者への配慮も必要なので、モニタリングシートの公表は考えていないが、毎年評価をしている。モニタリングの評価による指導では、パークゴルフ場の芝生が改善したなど、町民の利便性向上につながっている。」

「一指定管理に対して一者しか応募がない状態は競争が生まれなため、公募の条件も変えていく考えはあるか。」に対し、「町としても競争が生まれる公募を目指しているが、管理施設に対して応募が一者しかないという現実、行政としても悩ましい状況になっている。一方で、民間の活力をいかにするための指定管理者制度でもある。審査判断としては、提案と実現可能性を重視しており、管理経験のない事業者でも提案の内容によっては選定をしている。最近では土壌改良施設がその例になると思う。」

「指定管理条件の変化はあったのか。」に対し、「事業所によっては、物価高騰により指定管理料の増額がされているところがある。町の積算基準に基づき、その内訳の中で利益を確保していくものと思う。しかし、社会情勢によって当初の積算より費用が増加した場合は、担当課と協議の上で補正することになる。雇用者への賃金等の分配については、行政としては関与するものではない。事業所として最低賃金以下ということはないと考える。町として監督、確認をしていきたい。」

「資材購入と利用のチェックは把握しているのか。」に対し、「細かいチェックはしていない。定期的にチェックしながら都度指定管理者に伝えていきたい。」との答弁がありました。

委員などから、「賃金や物価高騰に伴う指定管理料の増額については、行政側も適切な執行であるか監督管理をしていただきたい。多くの応募があることが望ましいが、一指定管理に対して一者しか出てこないことは残念である。」「今後、運営が悪循環とならないようチェック機能の強化を望みたい。」「下川町指定管理者候補者の選定に係る選定書が補助説明資料として提出されたことは評価できる。選定過程も明確になったことで効果的な委員会審査となった。評価過程が公開されることで、指定管理者にとってはどう評価された

のかを確認することができる。町民へ公開することで、選定委員会の選定過程もより適正で適切な評価がされることが期待できる。」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、これから一括して質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入りますので、議案番号を指定の上、お願いします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 40 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 40 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 41 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 42 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 43 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 44 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 45 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 46 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 47 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 48 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 49 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 13 会議案第 6 号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5 番 大西 功 議員。

○5 番（大西 功君） ただいま議題となっております、会議案第 6 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提案趣旨を申し上げます。本案は、斉藤好信 議員を賛成者議員として提案するものであります。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであります。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言えます。

冤罪被害者を救済するための制度としては再審があります。しかし、その手続を定めた法律には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられています。再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くの冤罪事

件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっています。冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はありません。検察官や裁判官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠であります。

再審開始決定がされても、検察官が不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、検察官にも有罪を立証する機会が与えられています。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、意見書にあります二つの事項について、刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう求めるものであります。なお、要望項目、根拠法令、提出先は、お手元の意見書（案）のとおりとなっております。

つきましては、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、会議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年下川町議会定例会12月定例会議を閉会いたします。

午後3時30分 閉会

---

○議長（我孫子洋昌君） 町長から申し出により、挨拶があります。

○町長（田村泰司君） 12月定例会議の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄大変御多用のところ、本定例会議に御出席を賜り、4日間の会議の中で、議案等を精力的に審議を賜り、全ての議案をお認めいただいたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

審議中に頂きました御意見、また、一般質問での御提言、こういったものを十分に踏まえ、今年度残された期間の中でしっかりと執行するとともに、総合計画基本計画の見直し、そして新年度予算編成、これに反映してまいる所存でございますので、変わらぬ御指導、御支援をお願い申し上げます。

議員各位、町民の皆さまには、この一年大変お世話になりました。ありがとうございました。

これから慌ただしい年末年始となりますが、健康管理等に十分に御留意いただき、御自愛されますことを祈念するとともに、迎える2025年、令和7年が皆様にとって御健勝で実り多い年になりますことを念願し、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（我孫子洋昌君） 本日は、以上をもって散会といたします。お疲れさまでした。